

●予想される対象者(が右の丸数字のどちらに相談すれば、ワンストップ対応を得られるか)

1. 罹患しているが、まだ、病院も福祉も関係ない人
2. 精神疾患で入院し、退院したばかりの人
3. 症状があり、通院しているが、福祉に関係ない人
4. 通院し、福祉の恩恵を受けている人
5. 精神障害者として、これから社会参加・就労訓練・就労定着支援等を受けたいと思っている人または受けている人
6. 通院し、福祉の恩恵も受けているが、症状や事情により、家から出ることができない人。
7. 上記のいずれにも当てはまらないライフスタイルの人。(例：非開示就労者)

## 蓮田市民の精神に関わる相談先

簡単に言うと、手帳を持っていない方は②、手帳を持っている方は④に電話

### ◆メンタルヘルスに関する相談

①幸手保健所 TEL：0480-42-1101 ←コロナ禍で大変

②保健センター **蓮田市 健康増進課** TEL：048-768-3111 ←1, 2, 3

※こころの健康、保健、医療に関する相談、ひきこもり、アルコール・薬物依存症などの相談を行っている。

### ◆生活に関する相談

③埼葛北障がい者生活支援センターふれんだむ TEL：0480-36-2600

すでにふれんだむを利用している人はこちら↑

※人間関係や仕事のことなど、様々な生活上の悩みについて相談できる。障害福祉サービス利用のための情報提供や支援をする。相談支援専門員等の専門職が対応する。

④\* 行政機関の相談窓口

**蓮田市 福祉課 障害福祉担当** TEL：048-768-3111 ←4, 5, 6

※地域生活支援や精神保健に関する様々な相談、障害福祉サービス等の利用についての相談・手続き・調整などを行っている。

### ◆内容によっては、しかるべきところと連携

※例えば、左記7.のような方にはハローワークや就労支援センターと連携して対応していく。この場合の窓口は④。